

# 指針

基本理念 納税者の権利と利益の擁護

京阪総合会計事務所通信



税理士 疋田 英司  
税理士 中 富 強  
税理士 風間 慎一

## 1月の税務・労務

11月決算法人の確定申告	
5月決算法人の中間申告	1月中旬の
2, 5, 8月決算法人の消費税	決算応答日
中間申告(年税額400万円超)	
源泉所得税、特別徴収税額	1月12日(火)
12月分 納期限	
納期特例分 納期限	1月20日(水)
給与支払報告書、償却資産	2月1日(月)
申告書 提出期限	
社会保険料・子ども子育て	2月1日(月)
拠出金(12月分)納付期限	

## 1月の行事・業務案内

- 1(金) 元日
- 2(土) 箱根駅伝(~3日)
- 4(月) 官庁御用始め
- 5(火) 小寒
- 7(木) 七草
- 11(月) 鏡開き、成人の日
- 17(日) 土用入り
- 20(水) 大寒
- 26(火) 文化財防火デー

## 今号の紙面

- 新年のご挨拶、淀屋橋事務所の開設  
新しいロゴについて~Design concept~
- 1月の事務ごよみ
- 確定申告特集 医療費控除と寄附金控除
- 税制改正大綱について



ホームページ WeChat

### ●枚方事務所

〒573-1192 大阪府枚方市西禁野 2-4-17

第5松葉ビル3階

072(805)5252 FAX072(805)5253

### ●淀屋橋事務所

〒530-0047 大阪府大阪市北区西天満 2-6-8

堂島ビルディング 7階

06(4792)7845 FAX06(4792)8427

## 新年を機会にロゴを決めました

生活様式の変化をもたらしたコロナに振り回された2020年を終え、2021年を迎えました。コロナの克服はまだ見えず、厳しい経営環境は続いております。



謹賀新年

迎春



そのような中で多くの方々からご要望がありました。大阪市内に事務所を構えたことは既にご案内いたしました。先日、近畿税理士会の登録も終え、当地で税理士業務を行うことができる運びになりました。この機会に、新たに事務所のロゴを設けました。ロゴデザインのコンセプトは下記のとおりですが、この初心を忘れぬようにこころがけております。

今年の大きな変化はデジタル化です。アットコロナの社会で電子政府構想が一気に進行しそうです。変化に応じた提案ができますよう精進してまいります。今年もよろしく申し上げます。

## 新しいロゴコンセプト ~Design concept~

“京阪”“会計”の頭文字である「K」と円を組み合わせることで、「樹木」を想起させるシンボルマークを構築しました。

相談者の悩みごとを真摯に受け止め、未来に向けた計画の骨子=根幹を作り出し、大切に育ていくことで、実りに繋げていく、事務所としての姿勢を表しています。緑から橙へと移り変わるグラデーションは成熟の過程を表現しており、温かい事務所でありたいと願っています。



2021年は1月5日(火)から業務を開始します。ご迷惑をおかけしますがよろしくお願いします。

# 1月の事務ごよみ

## ★年末調整の仕上げ

1月は年末調整の仕上げとして、次のような源泉徴収事務を行う必要があります。

### ① 納付税額の計算と納付書の作成

1月の納付税額は、年末調整による過不足額を精算した後の金額となります。納付書（徴収高計算書）を作成する際には「年末調整による過不足税額」欄に該当金額を記載します。

### ② 未提出の証明書類の提出督促

年末調整の際、生命保険料や地震保険料の払込証明書、住宅借入金特別控除証明書など、各種控除に必要な証明は、改めて提出を促します。これらの証明書類が提出されないと、社員は各種控除が受けられず、事務的にも年末調整の再計算を行なって不足額を徴収（控除）する手間が発生します。

## ★償却資産申告書の提出

固定資産税は、その年の1月1日現在所有している土地・家屋・償却資産に課される市町村税です。このうち償

却資産については、所有者から提出された償却資産申告書に基づき課税されます。

申告用紙や説明書などは、2020年12月中旬に市町村（東京23区では都税事務所）から送られてきます。償却資産申告書の提出期限は原則として1月末日ですが、期限を早めている市町村もありますので、確認が必要です。

今回はコロナ関連での減収に伴う、令和3年度の固定資産税等が減免される制度があります。売上の減少率に応じて、全額または2分の1減免されます。対象となるかご検討いただき、当事務所へご相談ください。

## ★扶養控除等（異動）申告書の受理とチェック

1月の給与計算を開始するにあたり、2021年分の「扶養控除等（異動）申告書」を社員（雇用期間が2カ月以内の者以外）に配付し、必要事項を記入の上、提出してもらいます。

扶養控除等（異動）申告書を提出できるのは1カ所に限られていますから、役員などで2カ所以上から給与の支払いを受けている場合は、提出先の確認が必要です。

また、2カ月以内の短期雇用者であっても、契約延長や再雇用により2カ月を超えて働く見込みがある場合などは、源泉徴収税額表の月額表もしくは日額表の甲欄を適用することで税負担を軽減できます。

申告書を受理したら、記載内容をチェックし、源泉徴収簿（貸金台帳）税額表の適用区分、扶養親族の人数など所要事項を正しく記入します。

マイナンバーの記載は原則必要ですが、記載してなくても事務に支障はありません。なお、従業員本人、源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族等の氏名・個人番号を記載した帳簿を備えている場合は個人番号の記載は必要ありません。



# 確定申告特集

## 医療費控除



医療費控除とは、その年の1月1日から12月31日までの間に自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合において、その支払った医療費が一定額を超えるときは、その医療費の額を基に計算される金額の所得控除を受けることができます。これを医療費控除といいます。

医療費控除の対象となるものについては下記判定表をご覧ください。その他にもコロナの影響でマスクを購入される方が多いかと思いますが、マスクの購入費用は医療費控除の対象ではありませんのでご注意ください。

医療費控除は2020年分の確定申告から領収書やレシートの提出はできなくなっており、自宅で5年間保管することになります。代わりに医療費控除の明細書に、それぞれの医療機関でかかった合計額を記入し、提出することになります。

医療費控除を受ける場合は、控除額の計算の為「領収書や医療費通知等」をご用意ください。

医療費控除の○×判定表

	○ 対象となるもの	× 対象とならないもの
治療・療養	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師に支払った診療費や治療費</li> <li>治療のためのあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師の費用</li> <li>異常がみつきり治療を受けることになった場合の健康診断費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>診断書の作成費用</li> <li>予防接種の費用</li> <li>異常がみつからない場合の健康診断費用</li> </ul>
歯科	<ul style="list-style-type: none"> <li>虫歯の治療、入れ歯の費用</li> <li>治療としての歯科矯正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>美容のための歯科矯正</li> </ul>
医薬品	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師の処方箋により薬局で購入した医薬品</li> <li>病気やケガの治療のため購入した市販の医薬品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>疲労回復、健康増進のため購入したビタミン剤</li> </ul>
入院・通院	<ul style="list-style-type: none"> <li>通院や入院のための交通費</li> <li>電車やバスなどでの移動が困難なためのタクシー代</li> <li>通院のために必要な松葉杖などの費用</li> <li>保健師、看護師、准看護師による療育上の世話</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通院や入院のための自家用車の燃料代</li> <li>自己都合で希望する差額ベッド代</li> <li>入院のための寝具、洗面具の費用</li> <li>入院時に支払うテレビや冷蔵庫の賃料</li> </ul>
出産	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊娠中の定期健診、出産費</li> <li>助産師による分娩の介助料</li> <li>不妊治療費、人工授精の費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>母体保護法の規定によらない妊娠中絶費</li> <li>無痛分娩のための講座受講料</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師の証明がある場合のおむつ使用料</li> <li>医師の証明がある場合のクアハウス使用料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の眼鏡、コンタクトの購入費</li> <li>補聴器の購入費</li> <li>転地療養のための費用</li> </ul>

## 寄附金控除

ふるさと納税はご自身の選んだ自治体に対して寄附を行った場合に、寄附額のうち2千円を超える部分について、所得税及び住民税からそれぞれ控除が受けられる制度です。

ふるさと納税として寄附された金額について、控除を受けるためには、ふるさと納税を行った年分において確定申告をする必要があります。ふるさと納税は、都道府県・市区町村に対する寄附（ふるさと納税）を行った場合で、かつ確定申告が不要な給与所得者の方については、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告をしなくてもこの寄附金控除を受けることができます。この制度をふるさと納税ワンストップ特例制度といいます。

なお、5団体を超える自治体にふるさと納税を行った方や、ふるさと納税の有無にかかわらず、確定申告をする方（医療費控除や雑損控除を受けるなどのために確定申告をする方などを含みます。）がふるさと納税について寄附金控除の適用を受けるためには、ふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含めて確定申告をする必要があります。





# 令和3年度税制改正大綱

今年の税制改正大綱はアフターコロナ対策とデジタル化推進が中心課題で、通常国会で検討されます。

## ウィズコロナ・ポストコロナの経済再生

- (1) 産業競争力の強化、経済下支え
- クラウド技術の活用等、要件を満たした設備投資減税
- インセンティブが効くように控除率見直し等を行ったうえで、研究開発税制を延長
- 賃上げ減税の要件を「新規雇用者給与+2%」に
- 設備投資実施など所定要件を満たした場合、最大100%まで繰越欠損金による所得控除が可能に
- 固定資産税が増加する場合も前年度水準に据え置き
- (2) 株式対価M&Aの促進
  - 買収会社の自社株等を対価にするM&Aについて、対象会社株式にかかる譲渡損失課税を繰延可能に
- (3) 国際金融都市に向けた税制措置
  - 非上場企業の場合も、投資運用業の役員に対する業績連動給与の損金算入を認める・外国人労働者(高度人材)の国外財産に対する相続税を非課税に

- ファンドマネジャーのキャリアドインタレストを株式譲渡益等として分離課税に
- (4) 住宅ローン控除などの見直し
  - 消費税率引き上げ時の特例(控除期間13年)について、適用期限を1年延長
  - 所得金額1000万円以下の場合、面積要件を緩和(50平米以上↓40平米以上)
  - 贈与税非課税枠を2021年末まで据え置き

## デジタル社会の実現

- クラウド環境で提供するソフトウェアの試験研究を研究開発税制の対象に
- 実印、印鑑証明書を求める手続きを除き、国税関係書類の押印義務を廃止
- 電子帳簿の要件緩和、手続き簡素化
- **グリーン社会の実現**
  - 脱炭素化を加速する製品の生産設備、生産工程を大幅に省エネ化する設備投資に対し減税
  - 自動車重量税のエコカー減税の燃費基準を厳格化、延長
  - 自動車税(環境性能制)の軽減措置を2021年12月末まで延長、燃費基準を厳格化

## 中小企業の支援

- 中小企業の軽減税率を2年延長
- 中小企業投資促進税制を2年延長

- 中小企業の所得拡大促進税制、継続雇用者給与1.5%増要件を給与1.5%増要件に見直したうえで2年延長
- 中小企業のM&Aにかかる損失準備金の損金算入を可

## 経済社会の構造変化対応

- 個人事業主の記帳水準向上のための施策を検討
- 国や自治体の子育て助成を非課税に
- セルフメディケーション税制の手続き簡素化、延長
- 私的年金の拠出限度額に関する制度間の不公平を是正
- 教育資金・結婚子育て資金の贈与税非課税措置について、節税防止策を講じて延長

## 経済のデジタル化への国際課税上の対応 納税環境の整備

- 国際的徴収回避行為への対応強化
- 短期退職所得への課税について節税防止のため優遇要件を厳格化
- 金密輸に対応するための消費税の仕入税額控除の見直し

## その他

- 非居住者のカジノ所得を非課税に

